

広島県告示第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	名称	サービスの種類	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称 所在地		
株式会社愛ゆうスマイル	広島市中区昭和町四番二七号HKビル二〇一号	まごころ福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	平成二十二年一月二二日
株式会社愛ゆうスマイル	広島市中区大手町一〇階	愛ゆうスマイル	訪問介護	平成二十二年一月二三日
		広島市中区南竹屋町六番二号林ビル一階		
		広島市中区舟入川口町二一番一一号		